

5) 講義資料

令和3年度 母子保健指導者養成研修事業
児童福祉施設給食担当者研修



児童福祉・母子保健対策等の動向



健やか親子21



子ども家庭局母子保健課

1

本日の内容

- 1 成育基本法と健やか親子21（第2次）について
- 2 食育推進基本計画について
- 3 保育所等における食育の推進について
- 4 令和3年度 栄養施策の方向性について

2

本日の内容

- 1 成育基本法と健やか親子21（第2次）について
- 2 食育推進基本計画について
- 3 保育所等における食育の推進について
- 4 令和3年度 栄養施策の方向性について

3

母子保健・児童福祉分野における栄養施策について

取組の方向性

成育基本法 （平成30年法律第104号） 成育医療等基本方針 ○成育過程にある者等に対する保健等 健やか親子21（第2次） 【指標】 ・児童・生徒における瘦身傾向児・肥満傾向児の割合、 ・朝食を欠食する子どもの割合	食育基本法 （平成17年法律第69号） 第4次食育推進基本計画 （令和3年4月1日食育推進会議決定） ○妊産婦や乳幼児に対する食育の推進 ○保育所等における食育の推進 【指標】 第3次食育推進計画（平成28年） 「保育所保育指針」の改定 （平成29年）	少子化社会対策大綱 （令和2年5月29日閣議決定） 「食育」の普及・促進 【指標】 食育に関心を持っている国民の割合 90%以上
--	--	---

基盤整備

調査の実施 【乳幼児栄養調査】 （平成27年） 【乳幼児身体発育調査】 （平成22年） 調査研究事業等の実施	「妊産・出産期、乳幼児期における栄養・食生活支援のガイドライン等」の作成 【妊産前から始める妊産婦のための食生活指針】 （令和3年改定） 【「乳児・離乳の支援ガイド」】 （平成31年改定）	【児童福祉施設における食事の提供ガイド】 （平成22年） 【保育所における食事の提供ガイドライン】 （平成24年） 【保育所におけるアレルギー対応ガイドライン】 （平成31年改訂）
---	---	---

取組、普及啓発等の実施

自治体における妊産婦・乳幼児の栄養指導の実施
 保育所等児童福祉施設における食育の取組、「児童福祉施設給食関係者研修会」の開催 等

4

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）
 ※平成30（2018）年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んじられ、その心身の健やかなる成育が確保されることが重要な課題となつていくこと等にかき、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に關し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念 ・成育過程にある者の心身の健やかなる成育が図られることを確保される旨の趣旨 ・権利・自由とする成育過程にある者等の必要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供 ・居住する地域にかかわらず科学的知識に基づく適切な成育医療等の提供 ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもをまめ、育てることができる環境の整備	○成育医療等基本方針の策定と評価 ※閣議決定により策定し、公布する。 ※少なくとも6年ごとに見直し
○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務	○基本的施策 ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療 ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び自己啓発 ・食生活の改善に関する科学的知見等 例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する啓発、成育過程にある者が住む地域における子どもの健康に関する施策 ・調査研究
○関係者相互の連携及び協力 ○法制上の措置等 ○施策の実施の状況の公表（毎年1回）	○成育医療等協議会の設置 ※厚生労働省に設置 ※家庭は厚生労働省及び社会 ※相談及び療育に關し必要な事項は政令で定める。 ○都道府県の医療計画その他の政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

施行期

公布から一年以内の政令で定める日（令和元年12月1日）

成育基本法（抄）

（教育及び普及啓発）
 第14条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊産、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく重要な形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育（食育を含む。）並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

5

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

令和3年2月9日閣議決定

基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などの幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その施策に適切に対応し、子どもを権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

（1）成育過程にある者及び妊産婦に対する医療
 ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保
 ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実等
 ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進 等

（2）成育過程にある者等に対する保健
 ①地域 ▶妊産婦から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進 等
 ②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の意識形成の促進 等
 ③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や歯周病等の早期発見及び支援体制の整備 等
 ④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりにつながる栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進 等
 ⑤生活にわたる保健施策 ▶高齢者ケア等について各関係分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築 等
 ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 等

（3）教育及び普及啓発
 ①学校教育及び生涯学習 ▶妊産、出産等に関する医学的・科学的正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進 等
 ②普及啓発 ▶「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の推進 等

（4）記録の収集等に関する体制等
 ①予防接種、乳幼児健診、学校における健康診断、学級保健師に関する記録の収集、管理、活用に関する体制、データベースの整備・連携 ▶PIR
 ②成育過程にある者等に対する記録の収集、管理、活用に関する体制、データベースの整備・連携 ▶CDR 等

（5）調査研究 ▶成育医療等が適切に実施されるための実態調査を収集し、その結果を公表・情報提供することによる、政策決定に向けた検討等
 （6）災害時における支援体制の整備 ▶災害時における医療の要救急対応等母子に必要となる物資の備蓄及び供給の推進 等
 （7）成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各医療等に関する各地域の優良事例の展開を通じた各地域の施策の向上 等

その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるP D C Aサイクルに基づく取組の適切な実施 等

6

成育基本法における食育等の位置付け

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（抄）

I 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向

1 成育医療等の現状と課題

（低出生体重児の割合の増加）

全出生数中の低出生体重児の割合が増加する要因としては医学の進歩（早期産児の割合の増加）、多胎児妊娠、妊娠前の母親の痩せ（低栄養状態、妊娠中の体重増加抑制、歯周病、喫煙、飲酒等の因子が報告されており、引き続き、全出生数中の低出生体重児の割合の減少に向けて、要因の軽減に向けた取組が必要である。

（学童期・思春期における全般の問題）

性に関すること、肥満や痩せなど自身の体に関すること、運動や食生活などの生活習慣に関すること、がんに関することなど健康教育の充実に関する様々な知識を身に付けるための積極的な取組が求められている。

（食生活等生活習慣に関する課題）

子どもや若い世代の食生活においては、脂質や食塩の過剰な摂取、朝食の欠食といった食生活の乱れがみられる。朝食の欠食については、就寝時間、起床時間といった1日の生活リズムとも関係する。このため、子どもの頃の食生活をはじめとした生活習慣全般に対応する取組を行い、健やかな生活習慣を身に付けることが必要である。さらに、子どもの食生活については、貧困等の社会的な要因も含めた総合的な視点で検討することが重要である。

7

2 成育過程にある者等に対する保健

(2) 妊産婦等への保健施策

・妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用した栄養指導の実施等、健康づくりに向けた取組を推進する。

(3) 乳幼児期における保健施策

・乳幼児期は成長や発達が進み、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、乳幼児及び保護者に対する栄養指導の実施を推進する。

(4) 学童期及び思春期における保健施策

・学童期及び思春期を通し、生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育を推進する。
・子どもの健やかな成長及び発達並びに健康の維持及び増進のため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「健やか親子21（第2次）」の普及啓発等を通じて、学校等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する。
・障害のある子どもの栄養管理に必要な相談体制及び連携体制の整備に向けた検討を行う。

(5) 生涯にわたる保健施策

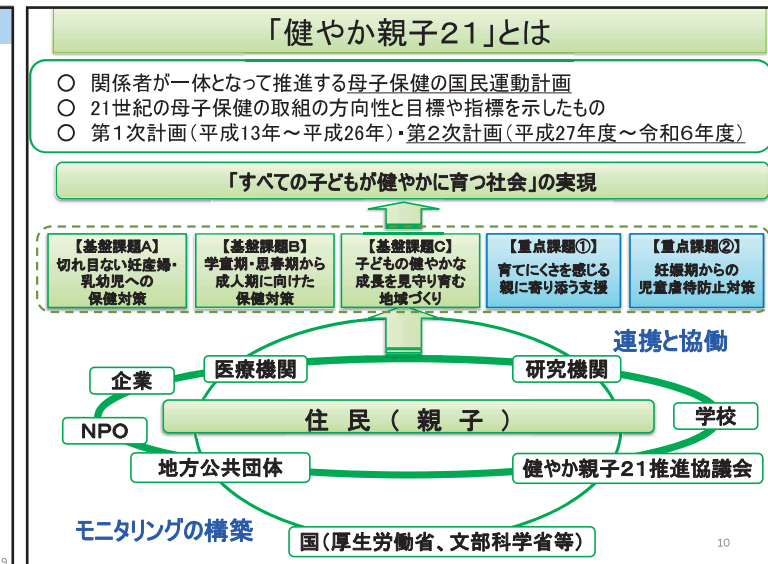
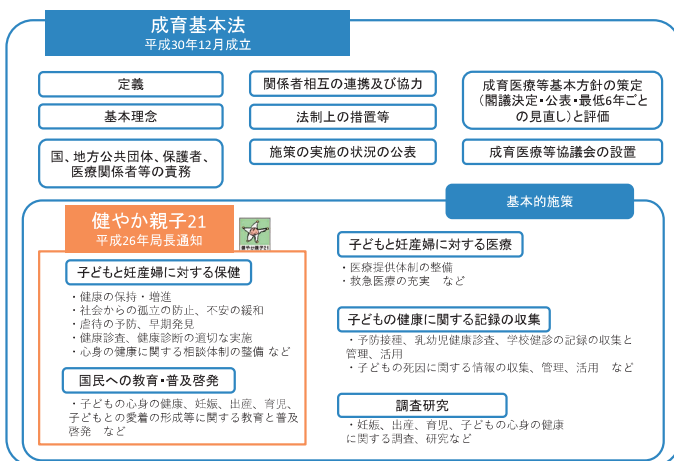
・若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。
・DOHaDの概念を踏まえて、妊娠中の体重増加不良やストレスの軽減など生涯を通じた疾病予防対策を実施する。

6 災害時における支援体制の整備

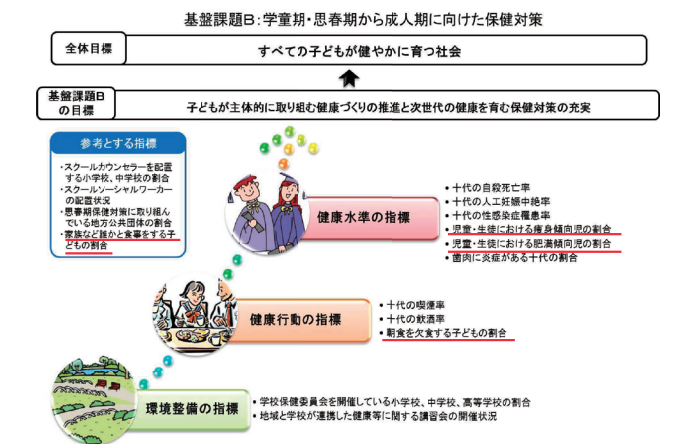
・災害時における授乳の支援や液体ミルクをはじめとする母子に必要な物資の備蓄及び活用を推進する。

8

成育基本法と健やか親子21の関係



基盤課題B 目標達成に向けたイメージ図



11

「健やか親子21（第2次）」（2015～2024年）の中間評価について

全体の目標達成状況等の評価 ～52指標のうち、65%が改善～

評価区分	該当指標数 (割合)	該当項目
改善した	A 目標を達成した	12項目 (23.1%) ○妊娠・出産について満足している者の割合 ○マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合 ○積極的に育児をしている父親の割合 等
	B 目標に達していないが改善した	22項目 (42.3%) ○乳幼児健康診査の受診率 ○育児期間中の両親の喫煙率 ○地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況 等
C 変わらない	5項目 (9.6%)	○十代の自殺死亡率 ○児童・生徒における痩身傾向児の割合 ○育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 等
D 悪くなっている	4項目 (7.7%)	○朝食を欠食する子どもの割合 ○発達障害を知っている国民の割合 等
E 評価できない	9項目 (17.3%)	○母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合 ○児童虐待による死亡数 等

12

「健やか親子21(第2次)中間評価等に関する検討会」報告書の主なポイント

- 「健やか親子21(第2次)」策定時に目標として設定した52指標のうち、34指標が改善するなど一定の成果が出ており、「マタニティマークを知っている国民の割合」など既に最終評価目標に到達した指標もみられる。
- 一方で、妊産婦の自殺数が産科的合併症による母体死亡数を上回っていることなど**妊産婦のメンタルヘルスマネジメント**も大きな課題である。引き続き、子育て世代包括支援センター等を中心とした多機関連携による支援の充実を図る必要がある。
- 「**10代の自殺死亡数**」「**児童虐待による死亡数**」などは改善しているとはいえ、引き続きへの対策が求められる。
- 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策においては、**10代の性に関する課題**について正しい知識を身に付けることの重要性が強く指摘されており、産婦人科医や助産師等の専門家を講師として活用するなど、効果的な性教育に取り組むことが求められている。
- 父親の育児への取組が大きく変化している一方で、育児に伴う父親の産後うつなどについての実態の把握が十分とはいえない状況を踏まえ、**父親の育児支援**や心身の健康に関する現状の把握を進める必要がある。
- 地域間での健康格差を解消するためには、母子保健サービスを担う各市町村が取組の質の向上を図ることに加え、**都道府県においては地域間の母子保健サービスの格差の是正**に向けた、より広域的、専門的な視点での市町村支援が求められる。

13

「妊産婦のための食生活指針」改定の概要

背景

- 「妊産婦のための食生活指針」は、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向けて、平成18年2月に「健やか親子21」推進検討会で策定された。指針においては、何をどれだけ食べようかをわかりやすくイラストで示した妊産婦のための食事バランスガイドや、妊娠期における望ましい体重増加量等を示している。
- 策定から約15年が経過し、健康や栄養・食生活に関する課題を含む、妊産婦を取り巻く社会状況等が変化していることから、令和元年度の調査研究事業*の報告等を踏まえ、厚生労働省において指針の改定を行った。

* 令和元(2019)年 妊産婦のための食生活指針の改定作業に係る調査研究報告書(妊産婦向け) | (国立研究開発法人医食薬総合研究センター) 国立研究開発機関 健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所

改定内容

- 妊娠、出産、授乳等に当たっては、妊娠前からの健康ならびに適切な食習慣の形成が重要である。そのため、改定後の指針の対象には妊娠前の女性も含むこととし、名称を「妊娠前からはじめた妊産婦のための食生活指針」とした。
- 改定後の指針は、妊娠前からの健康づくりや妊産婦に必要な食事内容とともに、妊産婦の生活全般、からだや心の健康にも配慮した、10項目から構成する。
- 妊娠期における望ましい体重増加量については、「妊娠中の体重増加指導の目安」(令和3年3月8日日本産科婦人科学会)を参考として提示する。

妊娠前の体格**	BMI	体重増加量の目安	(参考) 改定前
低体重	18.5未満	12~15kg	9~12kg
普通体重	18.5以上25.0未満	10~13kg	7~12kg
肥満(1度)	25.0以上30未満	7~10kg	個別対応 (上限5kgまでが目安)
肥満(2度以上)	30以上	個別対応 (上限5kgまでが目安)	

* 「増加量を認める」に該当する場合は必ずしも十分ではないと認識し、個人差を考慮した適切な指導を行う。産婦人科診療ガイドライン 編 2020 CQ 010.47
** 体格分類は日本肥満学会の肥満度分類に準じる。

* 関係資料はこちらに掲載しています → https://www.mhlw.go.jp/seisakuitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/ninpu-02.html

14

「授乳・離乳の支援ガイド」について (平成31年3月改定)

1. 背景

- 本ガイドについては、授乳及び離乳の望ましい支援の在り方について、妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者を対象に、所属する施設や専門領域が異なっても、基本的事項を共有し一貫した支援を進めるために、平成19年3月に作成。
- 本ガイドの作成から約10年が経過するなかで、科学的知見の集積、育児環境や就業状況の変化、母子保健施策の充実等、授乳及び離乳を取り巻く社会環境等の変化がみられたことから、有識者による研究会を開催し、本ガイドの内容の検証及び改定を検討。

2. ガイドの基本的な考え方

- 授乳及び離乳を通じた育児支援の重点を重視し、親子の個別性を尊重するとともに、近年ではインターネット等の様々な情報がある中で、慣れない授乳及び離乳において生じる不安やトラブルに対し、母親等の気持ちや感情を受けとめ、寄り添いを重視した支援の促進。
- 妊産婦や子どもに関わる多機関・多職種保健医療従事者が授乳及び離乳に関する基本的事項を共有し、妊娠中から離乳の完了に至るまで、支援内容が異なることのないよう一貫した支援を推進。

※医療機関、助産所、保健センター等の医師、助産師、保健師、管理栄養士等

3. 改定の主なポイント

- 授乳・離乳を取り巻く最新の科学的知見等を踏まえた適切な支援の充実**
食物アレルギーの予防や母乳の利点等の乳幼児の栄養管理に関する最新の知見を踏まえた支援の在り方や、新たに流通する乳児用液体ミルクに関する情報の記載。
- 授乳開始から授乳リズムの確立時期の支援内容の充実**
母親の不安に寄り添いつつ、母子の個別性に合わせた支援により、授乳リズムを確立できるよう、子育て世代包括支援センター等を活用した継続的な支援や情報提供の記載。
- 食物アレルギー予防に関する支援の充実**
従来ガイドでは参考として記載していたものを、近年の食物アレルギー児の増加や科学的知見等を踏まえ、アレルギーとなりうる食品の適切な摂取時期の提示や、医師の診断に基づいた授乳及び離乳の支援について新たな項目として記載。
- 妊娠期からの授乳・離乳に関する情報提供の在り方**
妊婦健康診査や面談学級、3~4か月健康診査等の母子保健事業等を活用し、授乳方法や離乳開始時期等、妊娠から離乳完了までの各時期に必要な情報を記載。

15

本日の内容

- 1 食育基本法と健やか親子21(第2次)について
- 2 食育推進基本計画について
- 3 保育所等における食育の推進について
- 4 令和3年度 栄養施策の方向性について

16

第4次食育推進基本計画の概要

食育基本法
(平成17年法律第89号(改定))
目的：食育に関する施策を総合的に計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かである社会の実現に寄与すること

食育推進会議
(食育基本法第26条)
会長：農林水産大臣
委員：関係する関係大臣
関係有識者

食育推進評価専門委員会
(食育推進会議会長決定)
構成員：食育推進局長の民間有識者

食育推進基本計画
(食育基本法第10条)
食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本事項を定めるもの

<食をこめく現状・課題>

- 農林漁業者や農山漁村人口の減少に伴う地域経済の停滞や食文化の継承の困難化
- 食料自給率(食料)60%未満(平成30年度)
- 食料ロスを削減(「新たな目標」への対応)
- 社会的デジタル化
- 持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

第4次食育推進基本計画(令和3年度~令和7年度)

令和3年3月31日 食育推進会議決定

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が相互に連携・協力して総合的に推進
- ・**重点事項**

「食山漁業」
生食を催した心身の安定と食の安心の確保

「食文化」
持続可能な食文化を支える食育の推進

「食の安全」
新たな日常やデジタル化にわたる食の安全

「食の栄養」
持続可能な食生活を支える食育の推進

2. 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方 2. 食育の推進に当たっての**「自決(16目標・24目標)」**

第3 食育の総合的な促進に関する事項 **具体的な施策**

1. 家庭における食育の推進
・乳幼児期の基本的な生活習慣の形成
・食生活習慣を育む食育の推進
2. 学校・保育所等における食育の推進
・栄養教育の一環の推進
・学校給食の地域産物利用促進へ連携・協働
3. 地域における食育の推進
・健康寿命の延伸につながる食育の推進
・地域における食育の推進
・健康寿命の延伸につながる食育の推進
・健康寿命の延伸につながる食育の推進
4. 食育推進運動の展開 食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
・食の安全や食の栄養など、地域の多様な食文化
・持続可能な食生活につながる食育の推進
・食料ロスを削減し持続可能な食生活の推進
6. 食文化の継承のための活動への支援等
・伝統的な食文化や食生活の継承や食文化の継承につながる食育の推進
・食文化の継承につながる食育の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

17

第4次食育推進基本計画における目標・目標値に関する考え方

- 第3次計画で達成したものは、概ね定着していると考えられるため、目標値としては引き継がない。
- 第3次計画で達成していないものは、第4次計画でも引き継ぐこととする。
- 第4次計画においては、最近の食育をめぐる状況を踏まえ、生涯を通じた健康や持続可能な食を支える食育を推進するため、現行の**15の目標・21の目標値**に新たな目標・目標値の追加・見直しを行い、**16の目標・24の目標値**に増加。(次頁に一覧、新目標・目標値は着色)
- 食育を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体を始め、多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して連携・協働して取り組むことが有効

追加する目標・目標値

- 栄養教育による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数(5⑥)
 - ・子供たちの地域や食に関する理解を増進する指導を充実させるため追加
- 食塩摂取量の平均値(6⑩)、野菜摂取量の平均値(6⑥)、果物摂取量100g未満の者の割合(6⑩)
 - ・栄養バランスに配慮した食生活の実践を促すため、健康寿命の延伸を目指す「健康日本21(第2次)」の趣旨を踏まえ、その目標値を追加
- 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合(11⑪)
 - ・我が国の食の持続可能性を高めるため、農林水産業や農山漁村を理解し、主体的に食べ合う行動を促すべく追加
- 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合(12⑯)
 - ・環境への負荷を減らし、食の持続可能性を高めるため、環境に配慮した購買行動を促すべく追加
- 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合(14⑭)
 - ・食文化を着実に次世代へ継承していくため、様々な場面での食べることを促すべく追加

第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標

目標	具体的な目標値	現状値	目標値
食育に関心を持っている国民を増やす			
①食育に関心を持っている国民の割合	63.2%	90%	90%以上
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の機会を増やす			
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	209.6回	211回以上	211回以上
地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	30.7%	75%	75%以上
朝食を欠食する子供を減らす			
④朝食を欠食する子供の割合	4.6%	0%	0%
⑤朝食を欠食する若年世代の割合	21.5%	15%	15%以下
食育活動における地域の活動を充実した取組を増やす			
食育活動による地域の活動に住民が参加する箇条の平均数	1.9回/1月	2.1回以上	2.1回以上
食育活動に関する地域活動を実施する割合(金庫ベース)	-	80%	80%以上
食育活動に関する地域活動を実施する割合(金庫ベース)	-	80%	80%以上
食育活動に関する地域活動を実施する割合(金庫ベース)	-	80%	80%以上
食育活動において地域活動を推進する取組を増やす			
食育活動に関する地域活動を実施する割合(金庫ベース)	-	80%	80%以上
食育活動に関する地域活動を実施する割合(金庫ベース)	-	80%	80%以上
食育活動に関する地域活動を実施する割合(金庫ベース)	-	80%	80%以上
食育活動において地域活動を推進する取組を増やす			
食育活動に関する地域活動を実施する割合(金庫ベース)	-	80%	80%以上
食育活動に関する地域活動を実施する割合(金庫ベース)	-	80%	80%以上
食育活動に関する地域活動を実施する割合(金庫ベース)	-	80%	80%以上
食育活動において地域活動を推進する取組を増やす			
食育活動に関する地域活動を実施する割合(金庫ベース)	-	80%	80%以上
食育活動に関する地域活動を実施する割合(金庫ベース)	-	80%	80%以上
食育活動に関する地域活動を実施する割合(金庫ベース)	-	80%	80%以上

注) 学校教育における授業科目の割合(食育コース、令和元年度の全国平均は、加算率47.7%。実数では異なる。)

(参考)第4次食育推進基本計画の基本的な方針(重点事項)と関連する主な取組

<重点事項> 国民の健康の視点

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

⇄

<重点事項> 社会・環境・文化の視点

持続可能な食を支える食育の推進

<関連する主な取組>

「子供の健全な生活習慣の形成」
・「健康増進法」による国民運動の推進により普及促進を推進
(学校、教育施設における食育の推進)
・保健指導・健康増進士を核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進

<関連する主な取組>
(子供の健全な生活習慣の形成)
・「健康増進法」による国民運動の推進により普及促進を推進
(学校、教育施設における食育の推進)
・保健指導・健康増進士を核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進

<関連する主な取組>
「食育の推進」
・「健康増進法」による国民運動の推進により普及促進を推進
(学校、教育施設における食育の推進)
・保健指導・健康増進士を核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進

<関連する主な取組>
「食育の推進」
・「健康増進法」による国民運動の推進により普及促進を推進
(学校、教育施設における食育の推進)
・保健指導・健康増進士を核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進

<関連する主な取組>
「食育の推進」
・「健康増進法」による国民運動の推進により普及促進を推進
(学校、教育施設における食育の推進)
・保健指導・健康増進士を核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進

「第4次食育推進基本計画」に基づく母子保健及び児童福祉分野における食育の推進について (令和3年4月1日子保発0401第2号子ども家庭局母子保健課長通知)

- 1 地方公共団体による食育推進計画の見直し等への参画について**
 - 第4次食育推進基本計画の決定に伴う各都道府県及び市町村における食育推進計画の見直しに当たっては、成育基本法や、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく地域行動計画も踏まえ、妊娠婦や乳幼児をはじめとした子どもの健全な食生活の重要性の観点から、連携すること。
- 2 母子保健及び児童福祉分野における食育の取組の推進について**
 - 成育基本法等を踏まえ、成育過程にある者及び妊娠婦に対する栄養・食生活の支援を行うこと。あわせて、疾病や障害、経済状況等、個人や家庭環境の多様性を踏まえた栄養指導等による母子保健の取組を推進すること。
 - 妊娠婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用し、妊娠婦に対する食育の取組の充実が図られること。
 - 妊娠期や授乳期は、食生活を見直す契機となりやすいことや、親となる若い世代が、栄養・食生活に関する知識や取組を次世代につなげていくことが重要であることから、妊娠婦や乳幼児の保護者に対する取組の推進すること。
 - 乳幼児は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、授乳や離乳の支援に関する基本的な考え方等を示したガイドラインを活用した食育の取組を推進が図られること。
 - 地域や児童福祉施設等において、乳幼児の成長や発達の過程に応じた食事の提供や食育の取組が実施されるよう、児童福祉施設における食事の提供に関するガイドラインを活用すること。その際、社会環境の変化や食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子どもにも配慮すること。
- 3 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について**
 - 地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組の推進すること。

「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について (令和3年4月1日子保発0401第2号子ども家庭局保育課長通知)

- 1 保育所における「食育の計画」の見直し等について**
 - 第4次食育推進基本計画の決定を踏まえ、保育所において、施設長、保育士、栄養士、調理員等の協力の下、各地域や施設の実情に応じた食育の計画の見直しや策定が推進されるよう、支援すること。
- 2 保育所における食育の取組の推進について**
 - 健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とし、子どもが生活と遊びの中で意欲をもって食に関わる体験を積み重ねていく取組を推進すること。その際、自然の恵みとしての食材や、調理する人への感謝の気持ちを含み、伝えられてきた地域の文化に親しむことができる取組を推進すること。子どもは親世代への啓発も含めた取組を推進すること。
 - 児童福祉施設における食事の提供に関するガイドラインを活用すること等により、乳幼児の成長や発達の過程に応じた食事の提供や食育の取組が実施されるよう努めるとともに、食に関わる保育環境についても配慮すること。
 - 保育所の人的・物的資源を生かし、在籍する子ども及びその保護者のみならず、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域の関係機関や関係団体等と連携・協働し、地域の特性に応じた、多様で積極的な取組の推進すること。その際、社会環境の変化や様々な生活様式等、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子どもにも配慮すること。
- 3 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について**
 - 地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組を推進すること。

2020年5月29日閣議決定

少子化社会対策大綱 (概要)

～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策～

- ・少子化社会対策基本法に基づき総合かつ長期的な少子化対策するための施策の指針
- ・2004年、2010年、2015年に続く第4次の大綱

<背景>

- ・少子化の進行は、人口(特に生産年齢人口)の減少と高齢化を通じて、社会経済に多大な影響
- ・少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化、有配偶出生率の低下・高昇による、個々の結婚や出産、子育てでの希望の実現を阻む様々な要因
- ・希望の実現を阻む障害を打破するため、長期的な展望に立ち、必要な安定体制を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進める必要
- ・新型コロナウイルス感染症の流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- ・学費の増大等により影響を受ける子育て世代に対する支援策の強化を併せて、非常時に対応にも臨まんが総合的な少子化対策を進める

<基本的な目標>

子育てに関する1つの目標に向けて、令和の時代にあふらしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠、出産、子育てで希望を見出せるとともに、男男女女の生き方を尊重し、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持つ社会をつくる。結婚・妊娠・出産・子育てのあらゆる段階において、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持つ社会をつくる。

<基本的な考え方>

- 1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる**
 - ・若い世代が将来に展望を描ける雇用環境等の整備
 - ・結婚を希望する人への支援
 - ・男女共働きと子育てを両立できる環境の整備
 - ・子育て等により困難化した女性の再就職支援、地域活動への参画支援
 - ・男性の家事・育児参加の促進、働き方改革と暮らしの改善
- 2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える**
 - ・子育てに関する支援 (経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)
 - ・在宅子育て家庭に対する支援
 - ・母子世代、多胎児を育てる家庭に対する支援
 - ・妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援
 - ・子育ての抱い手多様化と世代間の助け合い
- 3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める**
 - ・結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援
 - ・地方創生と連携した取組の推進
- 4 結婚、妊娠、出産、子育てで温かい社会をつくる**
 - ・結婚を希望する人を応援し、子育てでやさしく包み込む社会的機運の醸成
 - ・妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備
 - ・結婚、妊娠、出産、子育てに関する効果的な情報発信
- 5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する**
 - ・結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進

このほか、ライフステージ(結婚前、結婚、妊娠、出産、子育て)ごとに策定の方向性を整理

<施策の推進体制等>

- ・有識者の意見を聞きつつ、施策の進捗状況等を検証・評価する体制を構築し、PDCAサイクルを適切に回す
- ・子育てに関する数値目標を設定するとともに、その進捗を定期的フォローアップを行う
- ・特に子育てに関する施策を進めるため必要不可欠な関係者の協力を促し、国民各層の理解を促しながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討

注1 少子化社会対策基本法(平成30年法律第133号)の第7条に基づき、少子化対策を進めるための施策の指針として、総合かつ長期的な少子化対策を進めるための施策の大綱を定めることになった。

注2 本大綱については、経団連等との協働、関係団体の協力を得ながら、おおむね3年を目途に見直しを行うこととする。

子供の貧困対策に関する大綱のポイント (令和元年11月29日閣議決定)

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子供の貧困対策に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今年の大綱改定は、前大綱(平成26年8月閣議決定)において、5年を目途に見直しを検討する上で、及び「議員立法による法律改正(令和元年6月)を踏まえて実施、平成30年11月のその後の閣議決定(食費・児童扶養手当)において、令和元年度から新たな大綱を策定するに当たって、

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す

子育てや貧困を家庭のみならず、子供を第一考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

① 親の妊娠・出産から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
 ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮
 ③ 地方公共団体による取組の充実

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験者を追加 (指標数 25~39)

指標の改善に向けた重点施策(主なもの)

- ① 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
- ② 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ③ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ④ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑤ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑥ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑦ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑧ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑨ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑩ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑪ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑫ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑬ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑭ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑮ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑯ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑰ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑱ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑲ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ⑳ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉑ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉒ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉓ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉔ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉕ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉖ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉗ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉘ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉙ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉚ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉛ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉜ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉝ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉞ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㉟ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊱ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊲ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊳ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊴ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊵ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊶ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊷ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊸ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊹ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊺ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊻ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊼ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊽ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊾ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組
- ㊿ 母子世帯が困難な生活に陥らないよう、母子世帯の生活安定に向けた取組

子供の貧困対策に関する大綱(抜粋)

～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～

第4 指標の改善に向けた重点施策

2 生活の安定に資するための支援

(3) 子供の生活支援 (食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。

保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。児童養護施設等で暮らす子供においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。

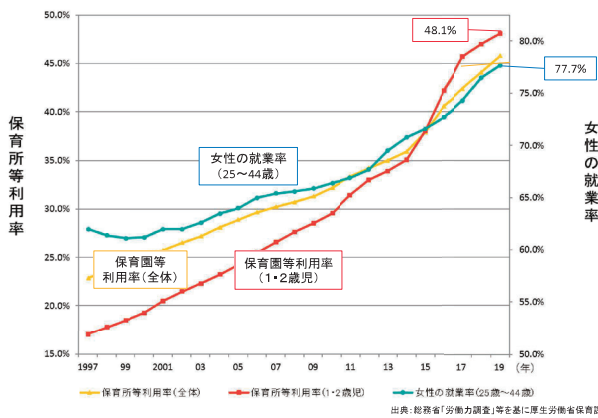
ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。

本日の内容

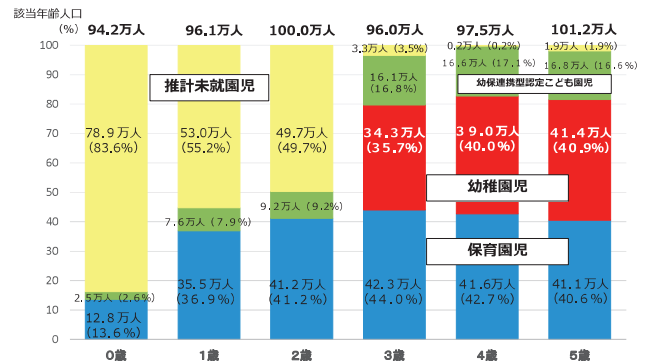
- 1 成育基本法と健やか親子21(第2次)について
- 2 食育推進基本計画について
- 3 保育所等における食育の推進について
- 4 令和3年度 栄養施策の方向性について

女性就業率(25～44歳)と保育園等の利用率の推移

○女性の就業率(25～44歳)と1・2歳児保育利用率ともに、年々上昇傾向にある。



保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合(R1)



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計推報(平成30年10月1日現在)より。
 ※幼児遊具認定こども園の施設数(児童数)は「認定こども園に関する統計情報」(平成31年4月1日現在)より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校(幼稚園部)が、幼稚園が認定こども園となる。数はそのうち「学校基本調査」(特定数、令和元年5月1日現在)より。
 ※幼稚園の認定年齢以外の「幼稚園(短期保育)」(令和3年4月1日現在)より。施設・児童数には認定こども園、幼児遊具認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳・5歳の数については、「幼稚園(短期保育)」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成30年10月1日現在)の非就園の保育所、保育所化認定こども園、幼児遊具認定こども園の利用者数にそれぞれ加したものである。
 ※「推計未就園児」は、就学年齢以上の幼児保育事業、幼児遊具認定こども園、幼児遊具認定こども園(認定こども園)を差し引いたものである。
 ※R1は5月の結果より、合計が合わない場合がある。

保育所保育指針について

【根拠法令】
 ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉施設最低基準)
 (保育の内容)
 第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

【保育所保育指針の趣旨】(保育所保育指針「第1章 総則」より)
 ・保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
 ・各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

【策定及び改定の経緯】
 ・昭和40年8月「保育所保育指針」策定
 ・平成2年3月改訂 養護機能の明確化・保育内容の年齢区分の細分化・保育内容の改正(6領域→5領域)等
 ・平成11年10月改訂 子育て支援、職員の研修、保育士の保育姿勢、SIDS予防、児童虐待対応等
 ・平成20年3月改定 保育所保育の特性(養護と教育の一体的展開等)の明確化・保育課程の編成・自己評価の実施及び結果の公表・小学校との連携・保護者支援・職員の資質向上、施設長の責務等

告示化・大綱化
 ⇒平成29年3月改定(平成30年4月適用)

保育所保育指針の改定について

○保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う。
 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)第35条)

保育所保育指針について

○保育所保育指針については、各保育園の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定されており、直近では平成20年に改定を行ったところ。

○平成30年度改定に当たっては、
 ①平成20年の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化
 ※保育園利用児童数の増加、子ども子育て支援新制度の施行、児童虐待対応件数の増加等
 ②幼稚園教育要領の改訂に向けた検討の状況
 ※中央教育審議会の下での幼児教育部会においても同時期に審議等を踏まえて検討を行った。
 ※保育所保育指針、幼稚園教育要領の他、幼児遊具認定こども園教育・保育要領も併せて改訂

平成30年改定に向けた検討状況・スケジュール

○社会保障審議会児童部会に「保育専門委員会」(委員長:汐見稔幸白梅学園大学長)を設置し検討。

○平成28年12月21日に議論のとりまとめを公表。議論のとりまとめを受け、平成29年3月31日に指針を大臣告示。1年の周知期間を置いて、平成30年4月から適用。

改定後の保育所保育指針について

○ 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
○ 厚生労働大臣告示(平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用)

第1章 総則

○ 保育所保育が幼児教育の重要な一環を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第3章 健康及び安全

○ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第2章 保育の内容

○ 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
○ 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関するねらい及び内容
※「ねややかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちよく遊ぶ」「身近なものの関わりの中で育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関するねらい及び内容
※「健康、人間関係、運動、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容
※「健康、人間関係、運動、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第4章 子育て支援

○ 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

○ 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

31

保育所保育指針 (平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)抜粋

第3章 健康及び安全

2 食育の推進

(1) 保育所の特性を生かした食育

ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とする。

イ 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。

ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

(2) 食育の環境の整備等

ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

32

栄養管理加算の拡充(令和2年度～)

○ アレルギー等への対応や食育の推進のため、栄養士を雇用等している保育所等に対する栄養管理加算の充実を図る。

【加算概要】
食事の提供に当たり、栄養士を活用してアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対して、これらに要する費用の相当額を加算する。

【加算要件・加算額】

加算要件	(参考) 見直し前		見直し後	
	1号認定	2・3号認定	1号認定	2・3号認定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。 ・ 年額を通じて活用している場合に対象とする(年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年額を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合に対象とする。) 				
加算額	<イメージ>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士を雇用している場合(基本分半額で他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合) 	約8.0万円	約9.0万円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士を雇用している場合(基本分半額で他の加算により配置する調理員等が兼務している場合) 	約5.0万円	約6.0万円	
	上記以外の場合	1.2万円	1.2万円	
※上記の1/2の金額を各月の定価価格に加算				

33

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」の概要

<目的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所においてアレルギー対応に取り組みに活用する。

第I部:基本編

1. 保育所におけるアレルギー対応の基本	2. アレルギー疾患対策の実施体制	3. 食物アレルギーへの対応
<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児期のアレルギー疾患、保育所における対応の基本原則、生活管理指導表の活用、緊急時の対応(「エビペン」使用)等 (1) アレルギー疾患とは (2) 保育所における基本原則 <ul style="list-style-type: none"> ア) 基本原則 イ) 生活管理指導表の活用 ウ) 主な疾患の特性と保育所の対応の基本 (3) 緊急時の対応(アワワイワが起るとき「Eビペン」使用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録の重要性(事故防止の取組)、災害への備え、保育所内外の関係者の役割、関係機関との連携・情報共有等 (1) 保育所における各職員の役割(除:保育士、調理師、看護師、栄養士) (2) 関係者の役割と関係機関との連携 ア) 医療関係者の役割 イ) 行政の役割と関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原因食品の完全除去による対応(安全を最優先)、誤食の発生要因と対応、食生活と誤食との関係等 (1) 保育所における食事提供の原則(除去食の考え方) ・ 組織的対応、完全除去、安全配慮 (2) 誤食の防止 ・ 誤食の発生要因と対応 ・ 食育活動と誤食との関係

第II部:実践編(生活管理指導表に基づく対応の解説)

※生活管理指導表、保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に読ませ、保護者と保育者、保育所の重要な「コミュニケーションツール」

○ 乳幼児がかかりやすい代表的なアレルギー疾患ごとに、概要(特徴、原因、症状、治療)を明記した上で、「生活管理指導表」に基づく適切な対応に資するよう、「病型・治療」欄の解説、「保育所での生活上の留意点」に求められる具体的な対応を解説。

(1) 食物アレルギー・アナフィラキシー (2) 気管支ぜん息 (3) アトピー性皮膚炎 (4) アレルギー性結膜炎 (5) アレルギー性鼻炎

参考様式 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(アレルギー疾患を有する子どもへの対応に関する医師の診断指示を記載) 緊急時個別対応票(アナフィラキシー発症時、緊急時対応のための事前確認及び対応時の記録) 除去食届出申請書(食物アレルギーの除去食対応における解除申請の書類)

参考情報 アレルギー疾患対策に資する公表情報(関連する公表情報のURL)

関係法令等 保育所保育指針、アレルギー疾患対策基本法、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針等

34

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要

○ 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や仕事の指導等を行うリーダー的な役割を担うにあたり、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。

○ 保育現場におけるリーダー的な職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定(「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長告示第1号)(令和元年6月24日付一部改正))

実施主体

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
- ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
- ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

研修分野・対象者

①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【マネジメント研修】

<対象者>

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験が乏しい保育士等(以下「リーダー」)の役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【保育実践研修】

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っている者(潜在保育士等)

35

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容	研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に3歳未満児 向けの保育内容)	・ 乳児保育に関する理解を深め、適切な指導が実施できること。	・ 乳児保育の意義 ・ 乳児保育の環境 ・ 乳児への適切な対応 ・ 乳児の発達に応じた保育内容 ・ 乳児保育の推進計画、記録及び評価	④食育・ アレルギー対応	・ 食生活に関する理解を深め、適切な食事提供が実施できること。	・ 食生活に関する理解を深め、適切な食事提供が実施できること。
	・ 幼児教育に関する理解を深め、適切な指導が実施できること。	・ 幼児教育の意義 ・ 幼児教育の環境 ・ 幼児の発達に応じた保育内容 ・ 幼児教育の推進計画、記録及び評価 ・ 幼児との関わり		⑤保健衛生・ 安全対策	・ 保健衛生に関する理解を深め、適切な対応が実施できること。
②幼児教育 (主に3歳以上児 向けの保育内容)	・ 幼児教育に関する理解を深め、適切な指導が実施できること。	・ 幼児教育の意義 ・ 幼児教育の環境 ・ 幼児の発達に応じた保育内容 ・ 幼児教育の推進計画、記録及び評価 ・ 幼児との関わり	⑥保護者支援・ 子育て支援	・ 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な対応が実施できること。	・ 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な対応が実施できること。
③障害児保育	・ 障害児保育に関する理解を深め、適切な指導が実施できること。	・ 障害児保育の意義 ・ 障害児保育の環境 ・ 障害児の発達に応じた保育内容 ・ 障害児保育の推進計画、記録及び評価 ・ 障害児との関わり	保育実践	・ 子どもの発達に関する理解を深め、適切な対応が実施できること。	・ 子どもの発達に関する理解を深め、適切な対応が実施できること。
マネジメント	・ 各分野の下でリーダー的な役割を担う者としての経験が乏しい保育士等(以下「リーダー」)の役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)	・ マネジメントの意義 ・ マネジメントの環境 ・ マネジメントの推進計画、記録及び評価 ・ マネジメントの実践		・ 子どもの発達に関する理解を深め、適切な対応が実施できること。	・ 子どもの発達に関する理解を深め、適切な対応が実施できること。

36

「保育所における食事の提供ガイドライン」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）による、「子どもの健康及び安全」の確保と対応の明確化
- 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」※（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）
- ※なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための詳細事例・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと

保育所における食事の提供ガイドライン作成（平成24年3月発出）

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- 子どもの「食」をめぐる現状
各種調査から子ども、保護者の食事の状況、課題について明らかにする
- 保育所における食事提供の現状
全国調査から保育所における食事の提供の状況（自園調理・外部委託・外部搬入）と課題を明らかにする
- 保育所における食事提供の意義と具体的なあり方
「発育・発達」「教育的視点」「保護者支援」の3つの視点から保育所の役割、質の向上を目指したあり方を示す
- 保育所における食事提供の評価（チェックリスト）
子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健全な心身の発達を図るための食事提供のあり方（実践・運営面）についての評価内容を示す
- 好事例集

ガイドラインの活用に向けて

- ガイドラインの周知徹底
このガイドラインは、各自治体の保育主管課担当者、保育所へ内容が十分周知できるようにする。また、厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。
- 保育所における食事の提供・食育の質の向上
一調査等から明らかになった子どもや保護者、保育所の状況と課題を踏まえて、食事のあり方について再考、評価を行い改善をする。調理形態に関わらず、保育所の食事提供の質の向上を目指す。
- 一乳幼児期における「食を営む力」の基礎を培うための食事の重要性を、食事に関わる大人（保育所、行政、保護者）が共通理解し取り組む。

37

家庭的保育事業における食事の提供体制の検討について

1. 現行制度について

- 0～2歳児の保育については、個々の子どもの発達に応じた離乳食の提供、アレルギー除去食の提供、体調不良時のおかゆめへの変更等臨機応変な対応等の必要から、認可保育園では、自園調理が原則。
- 家庭的保育事業についても自園調理が原則であるが、新制度創設時に市町村による認可事業（地域型保育事業）として位置づけられた際、自園調理を行っている事業者が半数程度しかなかったことから、現在
 - ①既存事業者は、5年間（～平成31年度末）自園調理の原則の適用を猶予。
 - ②責任の明確化等を条件に、連携施設である保育園や系列事業所等からの外部搬入を容認。

⇒ 家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も対象にすべき。（特別区長会）

2. 提案についての対応

- 約8～9割の家庭的保育事業者は事業者の自宅で保育を提供しており、依然として、お弁当持参が多い現状にある。
- ←調理設備の確保や衛生的な維持が困難等の理由で自園調理への移行が進んでいない
- ←個人事業主が約8割を占め、同一系列法人がないため外部搬入が難しい
- 以上を踏まえ、自宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、以下の通り現行基準を見直す。

見直し前	見直し後
経過措置は5年	経過措置10年（5年間延長し、平成36年度末まで）
外部搬入について、 ①保育園・幼稚園・認定こども園 ②同一系列法人の運営事業所から可能（※）	①・②に加え、 ③保育園などに食事の搬入を行っており、0～2歳児にアレルギー対応等の配慮を行うことができると市町村が認める事業者から可能（※）

※5つの要件の遵守が前提：①責任の明確化・契約内容の確保 ②栄養士による必要な配慮の実施 ③適切な外部搬入事業者の確保 ④発達段階・アレルギー等への十分な配慮 ⑤食育計画に基づく食事の提供

- あわせて、自園調理への移行促進のため、家庭的保育事業者間で自園調理に関する情報・ノウハウの共有や環境整備が可能になるようなコンソーシアムの設置、家庭的保育事業者が自園調理を行う際のガイドラインの整備等を推進する。

38

食品衛生法改正のポイント～令和3年6月1日完全施行～

【平成30年6月13日公布】

原則全ての事業者に“HACCPに沿った衛生管理を制度化”

- HACCPに沿った衛生管理の実施が令和3年6月1日に本格施行されました。集団給食施設を含む原則全ての事業者に、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務付けられています。
- 食品衛生責任者を選任し、その方を中心に衛生管理計画・手順書の作成や記録の保存を行ってください。
 - ※ 医師、歯科医師、薬剤師、調理師、栄養士等の他、都道府県知事等が行う講習会（1日程度）を受講した方も食品衛生責任者となることができます。
- 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）は、HACCPの概念に基づき作成したものです。本マニュアルに沿った衛生管理がしっかり実施できていれば、新たな対応は必要ありません。
 - ※ 「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設については、衛生管理計画等は、事業者団体が作成した手引書を参考に作成してください。
 - ・調理を行う事業者向けの手引書としては、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（小規模は一般飲食店事業者向け）」や「旅館・ホテルにおけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理手引書」等があります。
 - ・手引書は厚生労働省HPからダウンロードできます。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html)

“営業届出制度”の創設

- 営業届出制度が、令和3年6月1日に施行されました。集団給食施設を含む事業者は、保健所に届出を行う必要があります。
 - ※ 施設の設備者又は管理者が、調理業務を外部事業者に委託する場合、複数の調理場を使用するか否かにかかわらず、委託事業者は、通常の営業と同様に営業許可が必要です。

厚生労働科学研究等（児童福祉・母子保健における栄養関係）の実施状況

- 根拠に基づく政策立案（Evidence Based Policy Making: EBPM）が重要視される中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するために、**栄養政策に関してもEBPMの視点を一層深めていくことが重要。**

《母子保健・児童福祉分野の研究》

● 厚生労働科学研究（健やか次世代育成総合研究事業）

- ・ **児童福祉施設における栄養管理のための研究（令和元～3年度）**
児童福祉施設に通う子どもの発育、食事とそでの給食の役割を家庭の社会的経済的条件との関連を踏まえて明らかにし、児童福祉施設の栄養管理の質の向上のために、給食の提供基準を検討する。
- ・ **幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活支援に向けた効果的な展開のための研究（令和2～3年度）**
幼児の栄養・食生活支援に関わる保健医療従事者や児童福祉関係者等を対象とし作成された支援ガイド（案）について、市町村保健センターの母子保健事業、保育所や幼稚園等での保育・幼児教育の場等において、本ガイド案を実践的に活用するための方法を明らかにする。
- ・ **生涯を通じた健康の実現に向けた「人生最初の1000日」のための、妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及と行動変容のための研究（令和2～4年度）**
胎児期から生後早期の環境が生産を通じた健康に強く影響を及ぼすことから、「人生最初の1000日」の栄養状態の改善が重要である。生涯を通じた母親の健康実現に向けて、妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及とそれに伴う効果的な行動変容の手法を明らかにする。
- ・ **乳幼児の発育・発達、栄養状態の簡易な評価手法の検討に関する研究（令和3～5年度）**
乳幼児の栄養リスクをスクリーニングするための評価手法（案）を作成するとともに、今後の乳幼児身体発育調査の実施に向けた調査手法の見直しを検討する。

40

本日の内容

1 成育基本法と健やか親子21（第2次）について

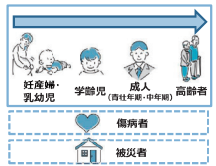
2 食育推進基本計画について

3 保育所等における食育の推進について

4 令和3年度 栄養施策の方向性について

令和3年度 栄養施策の方向性 ～活力ある持続可能な社会の実現のために～

- **栄養は、人が生涯を通じてよく生きるための基礎であり、活力のある持続可能な社会を実現する上での必須要素。**
- 日本は、経済発展に先立ち、日本の栄養政策の重要な要素である「**食事」「人材」「エビデンス**」を組み合わせた**栄養政策を始動**、各時代の栄養課題に合わせて発展させ、それと同じくして経済成長を遂げ、**世界一の長寿国**に。
- さらに、乳幼児期から高齢期まで全ライフコースを対象とした栄養対策と並行して、**傷病者や被災者等を対象とした対策を通じて、「誰一人取り残さない」栄養政策を推進**。
※ 上記の観点から、施策紹介資料において、主な対象者を図示化（右図参照）。
- 日本の栄養政策は途上国等のロールモデルとなり得る一方、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大・長期化による「経済格差に伴う栄養格差の拡大」などの新たな課題**に直面。
- こうした課題を含め、広範かつ困難な課題に対応するには、**様々な部局と連携**しながら、**着実に施策を推進し、成果を得ていくことが必要**。
※ 上記の観点から、今年度の栄養施策担当者会議資料では、関係省庁との連携事例や、省内関係部局の施策も紹介。



都道府県等栄養施策担当者会議資料はこちら → https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20394.html

42

